

バーゼルⅢによる自己資本比率規制

●自己資本比率の算出方法

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額-コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8\%で除して得た額}} \geq 4\% \text{ (国内基準)}$$

●単体自己資本比率

(単位:金額百万円、比率%)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,293	8,373
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,497	1,479
うち、利益剰余金の額	6,871	6,936
うち、外部流出予定額(△)	29	29
うち、上記以外に該当するものの額	△ 46	△ 13
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,083	1,061
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,083	1,061
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 9,404	9,435
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21	18
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	1
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 21	20
自己資本		
自己資本の額【(イ)-(ロ)】	(ハ) 9,382	9,415
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	91,585	84,908
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 823	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	-
うち、上記以外に該当するものの額	601	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,454	5,383
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 97,039	90,291
自己資本比率		
自己資本比率【(ハ)/(ニ)】	9.66	10.42

【注】自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	91,585	3,663	84,908	3,396
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	81,883	3,275	74,788	2,991
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	180	7	80	3
我が国の政府関係機関向け	240	9	-	-
地方三公社向け	40	1	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,421	456	10,299	411
法人等向け	33,538	1,341	30,960	1,238
中小企業等向け及び個人向け	21,601	864	20,387	815
抵当権付住宅ローン	2,663	106	2,362	94
不動産取得等事業向け	1,493	59	1,444	57
三月以上延滞等	479	19	552	22
取立未済手形	4	0	11	0
信用保証協会等による保証付	227	9	193	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	4	0	4	0
出資等のエクスポージャー	4	0	4	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	9,987	399	8,491	339
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,271	50	1,645	65
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	632	25	103	4
総株主等の議決権の百分の十を越える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を越える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	5,707	228	6,742	269
② 証券化エクスポージャー	547	21	240	9
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,976	399	9,878	395
リスク・スルー方式	9,976	399	9,878	395
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	601	24	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲ 1,425	▲ 57	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	0	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,454	218	5,383	215
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	97,039	3,881	90,291	3,611

- 注
1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \times \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。